

「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの  
補足について（除却工事）」 概要説明

神奈川県 県土整備部  
技術管理課

- 1 建築物等の除却工事においても、「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（平成20年7月 神奈川県）」を適用します。
  
- 2 建築物等の除却工事の補足項目については、次のとおりです。
  - （1）対象材料について
    - ・発生材を対象とする。発生材価格は有価物売り払い価格。
  
  - （2）対象数量について
    - ・数量集計表に記載されている数量が全数、証明できない場合においては、証明できる数量のみ対象数量とする。
  
  - （3）変動後の実勢価格
    - ・発生材を現場から搬出した月の翌月の物価資料の価格とする。
  
  - （4）変動額の算定
    - ・変動額＝価格変動前の発生材の金額 －（価格変動後の発生材の金額 と実際の売却金額 の高い方）

## 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアルの 補足について(除却工事)

平成20年12月18日策定

神奈川県 県土整備部

技術管理課

いわゆる建築物などの除却工事においても、「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(平成20年7月、神奈川県)」(以下、単品スライド運用マニュアル)により取り扱うが、除却工事については、土木工事などと違うことから適用について以下の項目に留意すること。

### ○ 発生材(スクラップ)

鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建築物などの除却工事においては、鉄筋や鉄骨などの鉄屑(スクラップ)が発生する。この鉄屑について有価物として取り扱う場合は、除却工事費の積算では発生材(スクラップ)として計上している。

ここで、発生材(スクラップ)については、単品スライド運用マニュアル第2章鋼材類の対象材料のスクラップと同等であるため品目としては鋼材類とするが、除却工事として発生したスクラップであることに留意すべきである。

### ○ 対象数量

除却工事においては、建築物などを除却することにより発生する全ての物(コンクリートがら・スクラップなど)を適正に処理すべきものである。

また、通常の工事と違い成果物を求めるものではないことから、必ずしも設計数量どおりの発生材の数量を求めるものではない。

このため、受注者から提示・証明された数量が設計数量より少ない場合でも、単品スライド条項の対象数量とする。

### ○ 価格

単品スライド運用マニュアルにより、著しい価格の上昇が見られる資材については、請負者からの請求に基づき、発注者が請負代金への影響があると判断した場合、単品スライド条項の適用対象とすることができるとしたところである。

一方、除却工事においては、発生する鉄屑について有価物として取り扱うことから、積算上、工事費から減額をしている。

このため、価格高騰にともなう請負代金へ影響があると判断する場合には、価格(設計単価など)が下がることにより、現行単品スライド運用マニュアルを適用することになる。

注) ここで、建築物などの除却工事とは、建物、工作物等の除却工事費標準積算基準(神奈川県県土整備部)による工事をいう。

## 1 単品スライド運用マニュアルの補足

(以下の章などは、単品スライド運用マニュアルによる。)

### 「第2章 鋼材類」の補足

#### 「2-1 対象材料」

##### 「2-1-1 対象材料の考え方」

- 除却工事の対象材料として、発生材も原則として対象とする。

なお、発生材価格については、有価物売り払い価格であることに留意すること。

#### 「2-2 対象数量」

- 発生材の対象数量については、発注者の数量集計表(設計数量の基となる集計表)を基本とする。
- 数量集計表に記載されている数量が全数、証明できない場合においては、証明できる数量のみ単品スライド条項の対象数量とする。
- 数量集計表に記載されている数量よりも、発生材の実数量が多い場合は、数量集計表の数量を対象数量とする。

#### 「2-3 受注者への確認事項」

- 発生材については、取引形態に照らし対象数量全量の搬出等の時期、搬出先を確認し、それが証明できる搬出証明書等及び売却価格が確認できる証明書の提出を受注者に求めること。
- 提出されない場合は、単品スライド条項の対象材料としない。

#### 「2-4 単価(実勢価格の算定)」

##### 「2-4-1 変動前の価格決定方法」

- 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

##### 「2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法」

- 価格変動後の価格の算定に用いる実勢価格は、原則として発生材を現場から搬出した月の翌月の物価資料の価格とする。

(燃料油と同様、契約と売却がほとんど同時期に行われるものであるため、発生材を現場から搬出した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。なお、発生材の搬出が工期末近くになるなど、実勢価格の算定に当たり、発生材を搬出した翌月の物価資料の価格を使用することが困難な場合については、発生材を搬出した当該月の物価資料の実勢価格とする。)

- 発生材の現場搬出が複数回ある場合については、月毎の搬出数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出すること。

#### 「2-5 売却価格の評価方法」

- 実際の売却金額とする。

#### 「2-6 変動額の算定」

- 変動額 =  $(M_{\text{発生材}}^{\text{当初}} - M_{\text{発生材}}^{\text{変更}})$

$M_{\text{発生材}}^{\text{当初}}$  (価格変動前の発生材の金額)

$$\begin{aligned} &= \text{設計時点の実勢価格(消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= (p_1 \times D_1 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

$M_{\text{発生材}}^{\text{変更}}$  (価格変動後の発生材の金額)

$$\begin{aligned} &= \text{変動後の実勢価格(消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= (p'_1 \times D_1 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{発生材}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の売却金額の方が

高い場合、 $M_{\text{発生材}}^{\text{変更}}$  は実際の売却金額とする。

- p : 設計時点における各発生材の単価
- p' : 搬出時点における各発生材の実勢単価
- D : 各発生材について算定した対象数量
- k : 落札率

「2-7 計算例」

(落札率95%の工事の場合)

設計単価(円)	60,000
工事費内訳書の数量(t)	100

	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月
各月の実勢価格(円)	50,000	45,000	40,000
搬出時の実際の売却金額(円)	48,000	42,000	38,000
搬出時の対象数量(t)	20	30	50

○ 価格変動前の発生材の金額： $M_{\text{発生材}}^{\text{当初}}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= 60,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 5,985,000$$

○ 価格変動後の発生材の金額： $M_{\text{発生材}}^{\text{変更}}$

$$= \text{搬出月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= \left( \frac{50,000 \times 20 + 45,000 \times 30 + 40,000 \times 50}{20 + 30 + 50} \right) \times 100 \times 0.95 \times 1.05$$

$$= 4,339,125$$

○ 売却金額 = 実際の売却金額 × 対象数量 × 105 / 100

$$= (48,000 \times 20 + 42,000 \times 30 + 38,000 \times 50) \times 1.05$$

$$= 4,326,000 \text{ (※落札率を乗じない)}$$

※この場合は、価格変動後の発生材の金額： $M_{\text{発生材}}^{\text{変更}}$  は、価格変動後の発生材の金額を採用

○ 変動額 = ( $M_{\text{発生材}}^{\text{当初}}$  -  $M_{\text{発生材}}^{\text{変更}}$ ) = 5,985,000 - 4,339,125 = 1,645,875